

第9章 契約

第1節 通則

(契約の禁止)

第67条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者に対しては、一定の期間を限り、契約の相手方若しくは入札者又はそれらの代理人となることを禁止することができる。

- (1) 契約に関する調査にあたり虚偽の申出をした者
 - (2) 契約に関し談合を行った者
 - (3) 契約の履行に際して、第64条第1項第1号から第3号までの一の事由に該当する者
 - (4) 契約の相手方として相応しくないと契約担当役が認めた者
- 2 契約担当役は、前項の規定により契約の禁止をしたときは、当該契約の相手方若しくは入札者又はそれらの代理人へその旨を通知しなければならない。
- 3 契約の禁止に関して必要な事項は、契約担当役が別に定めることができる。

(契約の解除)

第64条 契約担当役は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除しなければならない。ただし、契約の継続がこの法人の利益に適合すると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく契約期間内に履行を完了しなかったとき又は履行完了の見込がないとき。
 - (2) 契約の履行について不正行為があったとき。
 - (3) 契約の履行に関し、故意に学校法人の職員の指揮監督に従わなかったとき。
 - (4) その他学校法人の都合により必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、遅滞なくその旨を相手方に通知しなければならない。